

## 一般財団法人宮城県教職員互助会定款

### 第1章 総則

(名称)

**第1条** この法人は、一般財団法人宮城県教職員互助会（以下「教職員互助会」という。）と称する。

(事務所)

**第2条** この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

**第3条** この法人は、会員に対する福利厚生事業を実施することにより、宮城県教職員等の教養を高めるとともに福祉の増進と生活の安定を図り、もって本県の教育文化の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

**第4条** この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教育・文化の向上に関する事業
- (2) 会員に対する共済事業（事業の一部についてはその親族を対象とするものを含む。）等の福利厚生事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号に定める具体の事業の種類は、一般財団法人宮城県教職員互助会運営規則（以下「運営規則」という。）で定める。

### 第3章 財産及び会計

(財産の構成)

**第5条** この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

**第6条** この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は、この法人の基本財産とし、基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 前条第1号の財産目録に記載された財産のうち、基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産として指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

**第7条** 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理

(定款)

しなければならない。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(財産の管理及び運用)

**第8条** この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

**第9条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

**第10条** この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

**第11条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款を主たる事務所に備え置きするものとする。

#### 第4章 評議員

(評議員の定数)

**第12条** この法人に評議員5名以上13名以内を置く。ただし、会員から選任される評議員は過半数以上でなければならない。

2 評議員のうち、1名を評議員会会長とすることができる。

(評議員の選任及び解任)

**第13条** 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 評議員会会長は、評議員会において選定する。

3 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(権限)

**第14条** 評議員は、評議員会を構成し、第18条に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(評議員の任期)

**第15条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

**第16条** 評議員は、無報酬とする。ただし、会員以外の者である評議員に対しては、必要に応じて報酬等を支給することができる。その額は、毎年200,000円を超えないものとする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関して必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等の報酬等並びに費用に関する規程による。

## 第5章 評議員会

(構成)

**第17条** 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

**第18条** 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第21条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

**第19条** 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。

2 定時評議員会は、原則として6月に開催する。

3 臨時評議員会は、必要があると認めたときに開催する。

(招集)

**第20条** 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない

(定款)

い。

(招集の通知)

**第21条** 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

**第22条** 評議員会の議長は、評議員会会長がこれに当たる。

2 評議員会会長が欠けたとき又は評議員会会長に事故があるときの評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から選出する。

(定足数)

**第23条** 評議員会は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数の出席がなければ、会議を開催することができない。

(決議)

**第24条** 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、評議員会の決議に、評議員として議決に加わることができない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第29条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

**第25条** 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

**第26条** 理事が、評議員の全員に対して、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

**第27条** 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、記名押印する。

(評議員会運営規則)

**第28条** 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会の決議により別に定める評議員会運営規則による。

## 第6章 役員

(役員の設定)

**第29条** この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上13名以内

- (2) 監事 1名以上3名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とし、1名以上3名以内を副理事長とすることができる。

- 3 前項の理事長1名、副理事長のうち1名、計2名以内をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、1名を同法197条において準用する第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

**第30条** 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 3 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

**第31条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。また、業務執行理事は、第56条第3項に定める事務局長を兼ねるものとする。

- 4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

**第32条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、その旨を理事会に報告しなければならない。

- 5 監事は、評議員会に出席し、評議員から特定の事項について説明を求められた場合に

(定款)

は、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法務省令で定める場合は、この限りでない。

6 その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

7 監事の監査については、法令及びこの定款に定めるもののほか、監事全員の協議により別に定める監事監査規程によるものとする。

(役員任期)

**第33条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第29条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

**第34条** 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

**第35条** 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、会員以外の者である理事及び監事に対しては、必要に応じて報酬等を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関して必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等の報酬等並びに費用に関する規程による。

## 第7章 理事会

(構成)

**第36条** 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

**第37条** 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 理事長及び副理事長、代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部統制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）整備
- (6) 第48条の責任の免除及び第49条の責任限定契約の締結  
（種類及び開催）

**第38条** 理事会は、定時理事会及び臨時理事会とする。

- 2 定時理事会は、原則として2月及び5月に開催する。
- 3 臨時理事会は、必要があると認めたときに開催する。

（招集）

**第39条** 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（招集の通知）

**第40条** 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）

**第41条** 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときの理事会の議長は、他の理事がこれに当たる。

（定足数）

**第42条** 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席がなければ、会議を開催することができない。

（決議）

**第43条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることができない。

（決議の省略）

**第44条** 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が、その提案について、異議を述べたときは、その限りではない。

（報告の省略）

**第45条** 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第31条第4項の規定による報告については、適用しない。

（議事録）

(定款)

**第46条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

**第47条** 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める理事会運営規則による。

## **第8章 役員**の損害賠償責任

(役員

**第48条** この法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される第111条第1項の法人に対する損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(責任限定契約)

**第49条** この法人は、外部役員（外部理事・外部監事）との間で、前条の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金10,000円以上で予め定めた額と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額とする。

## **第9章 定款**の変更及び解散

(定款の変更)

**第50条** この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第13条についても適用する。

(解散)

**第51条** この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の分配の制限)

**第52条** この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

**第53条** この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## **第10章 公告**の方法

(公告の方法)

**第54条** この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## **第11章 委員会**

(委員会)

**第55条** この法人の事業の円滑な運営を図るため、次のとおり委員会を設置することができる。

- (1) 運営専門委員会（評議員会の諮問機関）
- (2) 事務局事業検討委員会（理事長の諮問機関）



2 前項第1号に定める運営専門委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

3 第1項第2号に定める事務局事業検討委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第12章 事務局

(事務局の組織等)

**第56条** この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、運営規則及び事務局規程で定める。

## 第13章 会員

(会員)

**第57条** この法人に会員を置く。

2 会員になることができる者は、次の各号に掲げる者とする。ただし、一般財団法人宮城県職員互助会の会員、非常勤職員又は短時間勤務の職員、臨時的任用職員又は会計年度任用職員で任用期間が6月未満の者を除く。

(1) 公立学校共済組合宮城支部の組合員

(2) 教職員互助会事務局の職員

(3) 理事長が指定した団体の役員及び職員

(4) その他、前各号に準ずる者として理事会が承認した者

3 会員に関する必要な事項は、運営規則で定める。

4 会員は、この法人の目的及び事業の推進に積極的に協力しなければならない。

## 第14章 支部

(支部)

**第58条** 教職員互助会の地方における業務の円滑な運営を図るために支部を置くことができる。

2 支部の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める支部規程による。

## 第15章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

**第59条** 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

**第60条** この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護規程による。

## 第16章 補則

(委任)

**第61条** この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の

(定款)

決議により別に定める。

#### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は伊東 昭代、代表理事となる副理事長は加藤 義幸、業務執行理事となる理事は徳能 勝彦とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

高 橋 仁	高 橋 達 郎	瀬成田 実
高 橋 正 行	中 山 一 弥	菅 原 義 明
渡 邊 幸 雄	佐 藤 泰 徳	石 沢 裕 一
小 山 修	平 川 弘 二	

- 5 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事	伊 東 昭 代	加 藤 義 幸	田 中 元
	高 橋 治 彦	徳 能 勝 彦	川 名 直 子
	芳 賀 よし子	原 吉 宏	榊 井 裕
	加 藤 順 一	渡 辺 秀 一	
監事	高 木 克 純	浦 上 博 司	大 野 一 裕

#### 附 則

この定款は、平成25年6月13日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

#### 附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この定款の施行日前に取扱いが生じたものについては、なお従前の例による。

#### 附 則

この定款は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則

この定款は、令和4年10月1日から施行する。